

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	日置 章
登録番号又は法人番号	97206037
所属する単位会	岐阜県行政書士会
事務所名称	行政書士日置章事務所
事務所所在地	美濃加茂市牧野588番地
処分年月日	平成30年12月7日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（平成31年1月1日から1年間）
上記処分をした理由	<p>平成29年夏頃、依頼者はパキスタン在住の甥の在留資格認定証明申請を日置会員に依頼した。依頼者は同年10月頃に準備するよう言われた書類を日置会員に渡して認定申請がなされるのを待った。しばらくして、日置会員より名古屋入国管理局へ申請を済ませたとの連絡を受けた。その後、3ヵ月経過しても結果通知がない為に、依頼者が不審に思い名古屋入国管理局へ出向いて確認したところ、申請自体がなされていないと回答があり、依頼者は本会へ対して苦情申し立てをした。</p> <p>本会においては、平成30年2月23日に依頼者より、3月7日に日置会員より担当役員が事情聴取を行った。日置会員は担当役員に対し、平成29年10月に申請を行い、平成30年1月に名古屋入国管理局より補正指示があり補正を行ったが、その後、依頼者との関係が悪化し業務の続行は困難であると判断したために2月に入って申請を取り下げたと回答した。申請の際の受理番号、申請書類の控えについては処分、依頼者の同意なしで申請を取り下げたなど不審な点が多数あった為に、再度書面にて真偽を確認したところ、4月6日に依頼者及び本会への回答は虚偽であったと回答をしてきた。</p> <p>本件については、行政書士法及び本会会則に抵触する可能性があるかと判断し綱紀委員会へ調査付託したところ、11月15日付で抵触する根拠の報告を受けた。12月5日に弁明の機会を設けたところ、日置会員は処分内容、処分理由について、異議ないと回答した。本会とし</p>

	ては、本人への猛省を促し、注意喚起を促すためにも上記処分とした。
上記処分の根拠となった法令 及び会則の条文	行政書士法第10条及び当会会則第48条 行政書士倫理第17条第2項 行政書士倫理第22条及び行政書士法第9条 当会会則第49条